

かご漁業の制限措置等について

岩手県漁業調整規則第4条第1項第12号に掲げる次のかご漁業について、漁業法第58条において読み替えて準用する同法第42条第1項及び岩手県漁業調整規則第11条第1項に掲げる事項に関する制限措置等を次のとおり定める。

令和5年12月22日

岩手県

1 かご漁業

(1) 許可又は起業の認可をすべき船舶等の数及び船舶の総トン数その他の制限措置

漁業種類	漁業種類		操業区域	漁業時期	推進機関の馬力数	船舶の総トン数	漁業者の資格	許可または起業の認可をすべき船舶等の数
	水産動植物の種類	漁具の種類その他の漁業の方法						
かご漁業	アイナメ等	かご	岩手県 沖合海面	1月1日 から12 月31日 まで	制限なし	20トン未 満	岩手県内に住所を有する者のうち、久慈市、下閉伊郡のうち普代村又は九戸郡のうち洋野町若しくは野田村に漁業根拠地を有するもの	258
							岩手県内に住所を有する者のうち、宮古市又は下閉伊郡（普代村を除く。）に漁業根拠地を有するもの	137
							岩手県内に住所を有する者のうち、釜石市又は上閉伊郡に漁業根拠地を有するもの	42
							岩手県内に住所を有する者のうち、大船渡市又は陸前高田市に漁業根拠地を有するもの	119

(2) 許可又は起業の認可を申請すべき期間

令和5年12月25日から令和6年1月25日まで

(3) 備考

① この許可の有効期間は、令和6年3月1日（令和6年3月2日以降の場合は許可の日）から、令和9年2月28日までとする。

② この許可又は起業の認可には、次に掲げる内容の条件を付けることがある。

ア 北緯40度27分の線から北緯38度58.2分の線までの海域においては、1月1日から6月30日及び9月1日から12月31日までの間は、次の(ア)点から(ケ)点までの各点を順次に直線で結ぶ線以東の海域並びに(コ)点から(ナ)点及び(コ)点の各点を順次に直線で結ぶ線によって囲まれた海域では操業してはならない。

(ア)点 北緯40度27分 東経142度2.3分

(イ)点 北緯40度7.8分 東経142度7.9分

(ウ)点 北緯40度 東経142度12分

(エ)点 北緯39度45分 東経142度9.8分

(オ)点 北緯39度32.8分 東経142度10.8分

(カ)点 北緯39度28.3分 東経142度10.2分

(キ)点 北緯39度26.3分 東経142度9.1分

(ク)点 北緯39度1.8分 東経142度1.2分

(ケ)点 北緯38度58.2分 東経141度59.3分

(コ)点 北緯40度20分 東経141度56.7分

(サ)点 北緯40度15.9分 東経141度57.7分

(シ)点 北緯40度11分 東経142度

(ス)点 北緯40度9.5分 東経142度1.1分

(セ)点 北緯40度7.6分 東経142度4.5分

(ソ)点 北緯39度57.9分 東経142度6分

(タ)点 北緯39度50分 東経142度6.2分

(チ)点 北緯39度50分 東経142度5.7分

(ツ)点 北緯40度0.6分 東経142度2.6分

(テ)点 北緯 40 度 8.7 分 東経 141 度 59.1 分

(ト)点 北緯 40 度 13.3 分 東経 141 度 56.6 分

(ナ)点 北緯 40 度 20 分 東経 141 度 53.2 分

イ 北緯 40 度 27 分の線から北緯 38 度 58.2 分の線までの海域においては、7 月 1 日から 8 月 31 日までの間は、次の(ニ)点から(へ)点までの各点を順次に直線で結ぶ線以東の海域では操業してはならない。

(ニ)点 北緯 40 度 27 分 東経 142 度 4.2 分

(ヌ)点 北緯 40 度 20.9 分 東経 142 度 7.3 分

(ネ)点 北緯 39 度 56.8 分 東経 142 度 15.6 分

(ノ)点 北緯 39 度 32.8 分 東経 142 度 10.8 分

(ハ)点 北緯 39 度 28.3 分 東経 142 度 10.2 分

(ヒ)点 北緯 39 度 26.3 分 東経 142 度 9.1 分

(フ)点 北緯 39 度 1.8 分 東経 142 度 1.2 分

(へ)点 北緯 38 度 58.2 分 東経 141 度 59.3 分

ウ 第二種共同漁業権の免許区域内の海域（ただし、操業海域に面する漁業協同組合の同意を得た海域を除く。）では操業してはならない。

エ 雌のけがに及び甲長 8 センチメートル以下の雄のけがにを採捕してはならない。

オ 毎年 4 月 1 日から 11 月 30 日までの間、けがにを採捕してはならない。

カ 資源の保護又は漁業調整のため、知事が操業の停止若しくは一部を制限する指示をした場合は、これに従わなければならない。

③ 許可又は起業の認可を申請しようとする者は、別に定める書類をその住所を所管する当該広域振興局水産部又は水産振興センターの長に提出するものとする。

④ 許可又は起業の認可の申請の数が公示した船舶の数を超える場合においては、岩手海区漁業調整委員会の意見を聴いた上で、許可の基準を定め、これに従って許可又は起業の認可をする者を定めるものとする。